

令和5年度事業計画

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

社会福祉法人 宮崎市社会福祉事業団

法人本部

1. <<運営方針>>

事業団の経営理念である「人としての尊厳を重んじる姿勢」を念頭に将来のビジョンを明確化し、社会福祉の動向分析、事業目標の立案、職員の意思統一、具体的方策の実行管理を実現化することで経営基盤を強化するとともに、乳幼児から高齢者まで一貫した共生社会の推進に取り組む。

2. 重点目標

	項目	目標年度					目標値 (活動指標又は成果指標)
		3	4	5	6	7	
(1)	経営戦略の策定、遂行						経営計画の実行状況を年1回確認、検証、更新
(2)	事業計画の実行、達成						内部又は外部による事業評価を年1回実施
(3)	人材育成、人事管理の強化						育成管理の研修を年1回以上実施又は参加し環境を整備
(4)	リスク管理への取り組み						リスク管理体制を必要時期に検討、構築し実行

3. 重点施策・事業（実施項目）

	重点施策内容
(1)	<p>【第二次中期経営計画の遂行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第二次中期経営計画（令和3年度から5年間）」を法人活動の指針とし、経営目標の実現に取り組む。 <p>【事業整備と環境構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児支援法や児童福祉法一部改正に対応するため、体制を整備（児童発達支援センターすびか職員の増員並びに雇用形態変更など）し地域の中核施設としての機能強化を図る。 ・令和5年度の宮崎市総合発達支援センターDX 環境整備事業による電子カルテ、福祉システム、Wi-Fi 環境整備を、実施主体である宮崎市と協働で行い、業務効率化につながる環境構築に取り組む。

(2)	<p>【確実な事業計画の執行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の具体的方策、実現、改善において、本部事務局が統括の役割を担いながら内部統制（業務効率、財務、法令遵守、ヒトモノ管理）の強化を図る。 ・ 強化の必要な事業には、適任な人材を機動的かつ横断的に配置し、事業計画を確実に達成する。 ・ 事業計画の実効性を高めるため、スピードを重視した対応や事業の改善・見直しを行い、職員への浸透を図る。 ・ 事業ヒアリングを定期的に行い、効率・効果的な事業体制を強化することで競合に強い「総合力」を高める。 ・ 児童館、児童センター、老人福祉センター及び老人いこいの家の事業運営の在り方についてまとめた結果を浸透させ、事業改善の実践に取り組む。
(3)	<p>【職員処遇の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャリアパスの制度検討を進め、職員の知識・能力・労働意欲の向上による働きがい、成長できる環境、職場定着を図る。 ・ 働き方改革関連法に関する理解、規程等整備、職員対応を適正に行い、法令の遵守並びに働きやすい職場づくりの推進に取り組む。 ・ 労働に関する事務効率や管理強化を目的に、労務勤怠人事管理システムの实用整備に取り組む。
(4)	<p>【リスク管理体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用児者やそのご家族との信頼関係が損なわれないよう、各種リスク（災害、感染症、人材不足、財源難、システム革新、情報管理セキュリティ、コンプライアンスなど）に対する役割や責任を明確化し、事業に応じたリスク管理体制を構築する。 ・ コロナウイルス感染症については、想定されるリスクを最小限に抑えるために行動基準の更新を迅速に行い、平常時また緊急時における施設利用児者等の安全安心を確保する。

宮崎市総合発達支援センター

【 診 療 部 】

1. 《運営方針》

出生から受診までの流れを整理することによって、障がい児者やその家族等に対し、障がい疑われる段階から適切な時期に必要な支援を実施できるよう、相談、診療、訓練等の円滑な調整や質の向上を目指す。

また専門的な知識、スキルを活かし、地域の関係機関との連携、支援、情報発信の充実を図る。

2. 重点目標

	項 目	目標年度					目標値 (活動指標又は成果指標)
		3	4	5	6	7	
(1)	受診時期の適正化を図る。						<ul style="list-style-type: none"> ・初診待機期間 3 か月の達成 (年で待機月数 1 か月短縮) ・初診前相談を 1/3 以上実施 ・部内職員研修を年 6 回実施
(2)	関係機関との連携強化と新たな支援の創出を図る。						<ul style="list-style-type: none"> ・連携の在り方検討年 2 回実施 ・外部への職員派遣週 1 回実施 ・訓練士の在宅支援週 1 回実施 ・健診検討会の参加続投年 3 回
(3)	地域への情報発信を図る。						<ul style="list-style-type: none"> ・おおぞらセミナー開催年 1 回 ・ホームページ年 1 回更新 (項目によっては月 1 回更新)

3-1. 重点施策・事業 (実施項目)

	重点施策内容
(1)	<p>【受診時期の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診前の家族等に対する早期支援を強化し不安解消を図る。 ・適切な時期に適切な支援が受けられるよう、医療、保健、福祉、教育の連携を図る。 ・研修の充実を図り、職員の資質向上に努める。
(2)	<p>【関係機関との連携強化と各種ニーズに応じた新規事業の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉、教育機関との間で構築されてきた関係性を保ちながら、職員派遣や訪問支援等、より現場に近い位置での支援の在り方について検討を行う。 ・居宅重度心身障がい児者に対し、支援の拡充を目指す。
(3)	<p>【地域への情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や家族に対して的確に情報を発信するため、ホームページの充実など情報発信の在り方について検討する。 ・「おおぞらセミナー」等の研修会を介して地域への情報発信を行う。

3-2. 担当業務別 重点施策・事業（実施項目）

【 外来 】

	重点施策内容
(1)	<p>【特殊外来における課題解決】</p> <p>共通…各科診療が継続できるよう、医師確保と勤務継続のための手立てを講じる。</p> <p>精神科…診察時間の調整等により診察枠の確保に努め、可能な範囲で診療部小児科からのコンサルテーションケースを受け入れる。</p> <p>整形外科…診察を受ける前の事前説明や状態に合わせた予約枠の調整を行い、適切な時期に効率の良い診察を提供する。 必要に応じて、補装具の処方や有用な運動指導の導入を積極的に行う。</p> <p>耳鼻咽喉科…他の医療機関での受診や処置が困難な方を受け入れていく。</p> <p>眼科…視能訓練欄に記載。</p>
(2)	<p>【電子カルテの導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DX（デジタルトランスフォーメーション）環境整備による電子カルテ、診療報酬オンライン請求などを導入し、業務の効率化と記録の電子化により保管場所不足、災害時のデータ消失リスクの低減化に取り組む。
(3)	<p>【新たなサービスの検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のライフスタイルに合わせた適正な運営（一部平日の時間延長など）を検討する。

【視能訓練】

	重点施策内容
(1)	<p>【眼科患者の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診察、検査がスムーズに行えるようになった方は、中学3年生を目途に他医療機関へ紹介し、新規の方が1カ月以内に予約が取れるよう努める。
(2)	<p>【検査技術及び知識の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他医療機関での診察、検査が困難な方に対応することが多いため、様々な障がい特性の理解を深め、眼科検査技術のスキルアップを図る。 ・学会や研修会等に参加し、最新の眼科医療を習得する。
(3)	<p>【他の機関と連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の在籍する幼稚園、保育所及び学校と直接もしくは明星視覚支援学校を通して情報共有を行い適切な支援を行う。 ・医療機関（宮崎大学医学部附属病院、民間眼科医院等）との連携を図り、診察、検査が困難な方の受け入れを行う。 ・宮崎市保健所の保健師等と3歳6カ月児健診における視覚検査の内容や結果説明の方法等について協議し、検査の精度向上や早期発見・早期治療に繋げる。

【理学療法】

	重点施策内容
(1)	<p>【職員の資質と支援技術の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決を目的に宮崎県理学療法士会と協働し、年1回以上の研修会と連携会議を実施し、地域の理学療法士との連携を強化する。 ・年1回以上の施設外研修に参加し、自己研鑽に努める。 ・取得した認定資格の更新を継続し、支援技術の向上に努める。
(2)	<p>【支援センター内および関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター すびか、指定生活介護事業 宙への支援内容を充実させるため、年3回のカンファレンスを実施し情報の共有に努める。 ・地域生活支援部の要請に応じて、施設支援や訪問指導、日常生活に関する助言を実施する。 ・保健、医療、福祉、教育機関と連携し、包括的な支援の提供に努める。
(3)	<p>【医療的ケア児等への支援に関する取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等支援事業へ協力し、訪問による療育支援や、乳幼児期介護者サポート事業への協働支援を継続する。
(4)	<p>【新規事業への取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要となった補装具の調整（部品交換など）及び管理を行い、必要とされる方々への当該品貸し出しを普及させる。

【作業療法】

	重点施策内容
(1)	<p>【ニーズに応じた作業療法支援体制の新たな構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動面や巧緻動作の不器用さを主訴とした受診前の家族等に対する早期支援を実施する。 ・目的別のグループ支援（食事、更衣、工作）の実施形態を検討し、ニーズに対応した支援を計画し実施する。 ・作業療法支援到達目標（年間診療報酬、延人数）を達成する。 ・建物改修により増設される机上課題用の作業療法室（本館2階）を有効活用し、作業療法全体での年間稼働率を65%に上げる。 ・作業療法部門内でのノウハウ共有勉強会を定期的実施する。 ・年1回以上、自己研鑽の為の研修会に参加する。
(2)	<p>【支援センター内および地域の関係機関との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター すびか、指定生活介護事業 宙の職員と年3回のカンファレンスを通して情報の共有を行い、各施設利用児者の満足度を向上させるために作業療法室を活用した支援を実施する。 ・幼稚園、保育所、学校、行政機関等の職員を対象に、情報提供を中心とした間接的な支援を実施し、施設等との連携強化を図る。（年20回以上）
(3)	<p>【作業療法ノウハウの対外的な情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おおぞらセミナー」等の研修会を通して、家庭や地域での生活に役立つ情報を伝達する。 ・ホームページの「OTだより」欄に、年2回ほど情報を掲載する。

【言語聴覚療法】

	重点施策内容
(1)	<p>【受診前の家族に対する新たな相談支援の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語面（吃音など）を主訴とした受診前の家族等に対する早期支援を実施する。 ・各スタッフが相談支援の資質向上のため、研修会への参加や部署内での勉強会、ケース検討、教材作成等を行う。
(2)	<p>【関係機関との連携強化と各種ニーズに応じた新規事業の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定生活介護事業 宙での直接的な支援（食事介助等）を通して連携方法について検討を行い支援に活かしていく。 ・医療・相談機関等の言語聴覚士と連携強化を図る。 ・就学後の児童で、発音や吃音に対する相談の支援を実施する。 ・宮崎市保健所での母子保健事業へ積極的に職員を派遣し、聴こえやことばの発達について間接的な支援（啓発や情報提供）を提案する。 ・難聴児への支援の充実を図る。
(3)	<p>【地域への情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページで、ことばの発達などに関する情報発信を年に1回行う。 ・「おおぞらセミナー」等の研修会へ積極的に参加し情報発信を行う。

【心理療法】

	重点施策内容
(1)	<p>【受診前の相談支援の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来スタッフや地域生活支援部と連携しながら「初診前の家族面談（こあら）」を実施し、受診前の家族等に対する早期支援を実施する。 ・初診予約の連絡から概ね2週間以内に相談日が設定できるよう、予約枠を調整する。
(2)	<p>【センター内外の機関との連携を強化する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の発達支援システムをフォローしていく視点を持ち、他機関の心理士との連携や地域支援に関する情報発信を行う。 ・教育機関と連携して学童期の間接的な支援を継続しながら、新たな連携について検討する。 ・児童発達支援センター すびかや地域生活支援部と日常の連携がスムーズに行えるよう、カンファレンス等を通して情報共有を行う。
(3)	<p>【職員の資質向上と心理支援体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広いニーズに応えられるための支援スキルを獲得するために、研修会への参加や近接領域の心理職と連携を行う。 ・刷新されていく知見に合わせた診療を提供できるよう、新たな心理評価技術の獲得に努める。

【 通 所 部 】

〔児童発達支援センターすぴか〕

1. 《運営方針》

- ①発達が気になる、または障がいのある幼児に対し、家庭や関係機関と連携を図りながら効果的な指導を行う。
- ②諸活動や集団でのあそびを通して、健康で安全な日常生活を送るための体力や基本的な生活に必要な力をつけることなど、将来豊かな社会生活を送る基礎づくりとなる療育を行う。
- ③身の回りのことに興味を持ち、具体的な事物や事象とことばを結びつけ表現する力を養う。
- ④障がいの重度、重複、多様化に対応するため、職員の研修などにより専門的な支援の向上を図るとともに、地域の子どもたちの生活を支援できるよう、保育所等からの研修の受け入れや情報発信を行う。

2. 重点目標

	項 目	目標年度					目標値 (活動指標又は 成果指標)
		3	4	5	6	7	
(1)	日々の登園や支援計画書等を通して、子どもの発達や健康状態について家庭と共通理解を図り、保護者と共に子どもの育ちを支援する療育環境づくりを行う。						保護者向け支援評価表において80%以上の満足度
(2)	障がいの多様化に対応できるよう、他職種や教育機関との連携を図り、より専門性の高い支援を展開する。						診療部各セラピストとの意見交換 (月10回以上) 関係機関、施設との情報交換 (年1回以上)
(3)	子どもが安全にセンターへ通い、あそびや生活ができるよう危機管理対策の充実に努める。						事故発生件数 ゼロを目指す 月1回の訓練実施
(4)	積極的に地域の資源を活用し、子どもの生活経験の幅を広げると共に、地域との交流を促す。						施設外活動の促進 (年10回以上)

(5)	職員のスキルアップを図るとともに、地域で暮らす子どもたちの生活を支援できるよう保育所等からの研修や実習を積極的に受け入れ、障がいの理解や支援について情報発信を行う。						職員研修の充実(研修受講促進及び事業所内研修年2回以上) 実習等の受入(年1回以上)

3. 重点施策・事業（実施項目）

	重点施策内容
(1)	<p>【家庭と連携した療育体制づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢や発達段階、障がいの程度等を考慮した個別支援計画を作成し、スタッフ間での定期的な見直しや、必要に応じて保護者との面談を実施する。 ・親子保育の内容について充実を図り、保護者の参加を促す。保護者学習会や行事等を通して、保護者同士の交流の機会を設けるとともに、子どもの育ちに関するの情報提供を行う。 ・医療的ケア児家族支援法の施行と児童福祉法の改正により①医療的ケア児等の地域受入拡充②医療・福祉型児発センターの一元化③児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されたため、医療的ケア児の受入拡充と地域支援の強化に取り組む。
(2)	<p>【診療部や教育機関と連携した療育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療部スタッフが定期的に保育活動に参加し、生活やあそびと連動した発達支援を行う。 ・支援学校や関係施設との連携を図りながら指導内容の充実を図る。
(3)	<p>【子どもの安全を守るための危機管理対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育中における、様々な場面（アレルギー児の誤摂取、プールでの事故、怪我、救急車要請、発作、火災、地震、津波、不審者）を想定した訓練を月1回行い、非常時に対応できる体制の維持に努める。 ・新型コロナウイルスを含めた感染症対策マニュアルを基に、ステージ毎に合わせた感染対策を行い、家族、子どもの日常生活の安定を図る。
(4)	<p>【地域資源（場所、人）との関係促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の一環として、地域への外出や施設等を利用する機会を増やす。 ・行事等を通して、ボランティアの受け入れを促進する。
(5)	<p>【職員のスキルアップ及び地域の児童福祉事業所等の育成支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達、健康管理と維持、障がいの理解や実践等について、職員全体で参加できる研修や勉強会を増やすと共に、定期的な事例検討の場を設け、子どもへの理解や実践を深める機会をつくる。 ・福祉制度やリスク管理、虐待防止などに関する研修に積極的に参加し、子どもの人権や安全への意識を高める。 ・先進事業所等への職員派遣や専門研修の受講により、当事業所の保育環境の向上や職員のスキルアップにつなげる。 ・地域の保育所等職員に対する研修及び実習を受け入れ（年1回以上）、療育における情報交換や交流を促進し、相互啓発に努める。

【指定生活介護事業 「宙」】

1. 《運営方針》

利用者一人一人の個性に寄り添い、他の利用者や職員と心の交流を図り、健やかで充実した日々を提供しつつ、社会を構成する一人としての存在を実感できるよう支援を行う。また、生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を行う。

2. 重点目標

	項 目	目標年度					目標値 (活動指標又は成果指標)
		3	4	5	6	7	
(1)	利用者支援の充実（日中活動） ・ 個々の利用者や家族のニーズに応じた多様な日中活動や季節行事を提供する。 ・ 外出等を通して地域資源を活用し生活の幅を広げる。また地域との交流を図る。						外出希望者へ年1回の外出機会を提供
(2)	利用者支援の充実（生活支援） ・ 障がいの重い利用者に対応した安全安心な生活支援（入浴、食事、排泄介助など）を提供する。						職員の資質向上を目的に、3カ月に1回以上の研修実施
(3)	医療的ケアの充実 ・ 重度重症化に対応した、専門的かつ高度な医療的ケアを提供する。 ・ 他職種との連携を図り、より専門性の高い支援を提供する。						医療専門職による、職員指導や研修を3カ月に1回以上実施
(4)	適正な運営 ・ 個別支援計画等の作成を行う。 ・ 虐待防止、身体拘束の適正化、ハラスメント対策強化について各委員会を設置し会議や研修を実施する。						年1回の委員会開催と年1回以上の研修実施

3. 重点施策・事業（実施項目）

	重点施策内容
(1)	<p>【利用者の生活の質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントや個別面談等により、個々の利用者ニーズを把握し、安全安心な生活支援や、様々な日中活動の提供に努める。 ・ 四季折々の行事を取り入れることで季節を実感してもらうとともに、保護者にも活動の様子が伝わるよう工夫を施す。 ・ 公共施設、商業施設、公共交通機関等の地域資源を活用した年に1回の「特別外出」を通して生活の幅を広げる。 ・ W i t h コロナを見据えた新たな活動として、リモートシステムの活用を検討する。また、感染拡大の状況に応じて他事業所との交流も検討する。 ・ 診療部と連携した活動（作業療法室を活用した支援を継続する。
(2)	<p>【職員の専門性向上を充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の障がい者への支援に対応できるよう、職員指導や研修を3か月に1回以上実施し、職員の資質向上を図る。
(3)	<p>【医療的ケアの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の健康状態を把握し、健康保持に努め健康管理を図る。 ・ 利用者に応じた医療的ケアや適切な処置に努める。 ・ 医療的ケアの重度化に対応できるよう、看護師やその他専門職による職員指導や研修を3か月に1回以上実施し、専門性向上を図る。 ・ 診療部の理学療法士及び作業療法士による専門的な支援を、活動場面等において月2回程度行う。

【 地域生活支援部 】

【そうだんサポートセンター おおぞら】

【宮崎市そうだんサポートセンターすぴか】

1. 《運営方針》

- ①宮崎市及び広域2町において、様々な支援を要する障がい児者とその家族が必要な支援を受け安心して暮らせるように、福祉・保健・医療サービスの調整を図り、多職種間連携による重層的な支援体制を構築する中で、生活しやすい環境づくりを進める。
- ②宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター（以下、「基幹相談支援センター」という）として、地域づくりを推進する中核的な相談支援機関の役割を担う。
- ③療育の各種支援事業等を展開し、地域のネットワーク化を推進する。
- ④支援を要する子どもの増加に対し、障がい児相談支援の中核的役割を担うとともにコーディネート機能を強化する。
- ⑤障害者総合支援法及び児童福祉法に関する国、県及び宮崎市の障がい者計画に注視し、障がい児者相談支援や難病、医療的ケア児等の支援について今後の運営を強化する。

2. 重点目標

	項 目	目標年度					目標値 (活動指標又は成果指標)
		3	4	5	6	7	
(1)	障がいのある方や難病、医療的ケアのある方などの様々な相談に対し情報提供や福祉サービスの利用調整を行い、サービス等利用計画書や障がい児支援利用計画書等の作成を行う。						計画作成年200人、 基本相談年2000件、 相談支援事業所へのバックアップ年100件 実施
(2)	宮崎市、国富町及び綾町の障がい児者相談支援に係る地域生活支援拠点等整備と虐待防止の推進を行う。						宮崎市が実施する基幹相談支援センター評価に準ずる
(3)	障がい児等療育支援事業を円滑に行う。						施設支援年40件、 外来療育年40件、 訪問療育年20件 実施

(4)	巡回支援専門員整備事業を円滑に行う。						年 240 件 実施
(5)	のびのびくらぶ（乳幼児期介護者サポート事業）						実施ニーズを検証し、利用者ニーズに合ったプログラム等の再構築を行う。
(6)	宮崎市発達障がい児等早期支援事業の実施（受託）について、円滑な運営を図る。						各部門と連携し早期相談支援の体制を構築する。
(7)	各種制度に関する情報収集及び整理を行い、障がい児者相談支援や医療的ケア児等支援に関する今後の充実強化を図る。						医療的ケア児等コーディネーター 1 名、公認心理士 1 名を増員し、増加する児童の相談への対応強化と専門性を活かした支援を強化する。

3. 重点施策・事業（実施項目）

	重点施策内容
(1)	<p>【地域の相談支援の中核的な役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターとして、障がい種別に関係なく、当事者、保護者、支援者等からの総合的な相談に応じる。
(2)	<p>【専門性の高い（複雑困難な）事例への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターとして、養育困難、生活困窮、虐待等の複雑困難、その他高い専門性を必要とする事例への対応を行う。 ・障がい児相談支援をより一層推進し、児童がすくすくと育つ環境を整える。
(3)	<p>【計画書作成担当事業所の紹介・案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者や市、関係事業所からの相談に応じ、サービス等利用計画書や障がい児支援利用計画書を作成してくれる指定相談事業所の紹介、案内を行う。

(4)	<p>【他の指定相談支援事業所への助言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市の相談支援体制の強化を図る取り組みとして、他の指定相談支援事業所に対して専門的な助言等を行う。 ・指定相談支援事業所が抱える困難事例等への同行支援等の後方支援を行う。
(5)	<p>【研修の企画・開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターとして、地域の相談支援体制を強化することを目的に指定相談支援事業所や各種サービス提供事業所に対する研修を企画し、地域の人材を育成する。
(6)	<p>【療育の相談支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や施設を訪問するなど地域を巡回し、障がい児（気になる子ども）やその家族に対する療育相談を行う。子育て支援センターの巡回相談の支援強化を図る。また、障がい児（気になる子ども）が通所する施設を訪問し、職員に対する助言等を行う。 ・宮崎市保健所の健診事業に参加して観察保育等を行い、乳幼児期における健診事業の機能強化を支援する。 ・GSV（グループスーパービジョン）の手法を取り入れて施設への支援を行い、保育所、幼稚園等の発達支援に係る技術向上を図る。
(7)	<p>【学齢期の複雑困難な相談に関する相談支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学後の児童生徒の様々な支援ニーズに対し、家庭・教育・福祉の連携が円滑に進むよう情報提供や助言、関係機関へのつなぎなどのコーディネートを行う。
(8)	<p>【のびのびくらぶ(乳幼児期介護者サポート事業)の再構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア等があり、医療行為や健康面に対し細やかな配慮が必要な在宅児と保護者に対し、利用者ニーズに合ったプログラム等の再構築を行う。
(9)	<p>【宮崎市自立支援協議会との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターと宮崎市自立支援協議会の連携を強化するため「子ども支援部会」「医療的ケア支援部会」の事務局を担うとともに、その他部会の会議にも積極的に参加する。 ・障がい者を取り巻く課題を共通認識するため、各部会の運営を支援する。 ・地域の障がい者等の支援体制を充実するため、関係団体等との協力体制を構築する。 ・基幹相談支援センターの業務を周知し、運営評価につなげる。
(10)	<p>【関係機関や各種団体等との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種事業を円滑に進めていくために、市町村福祉課、市町村教育委員会、児童相談所、医療機関など関係機関や事業所との連携強化を図る。 ・宮崎市民生委員児童委員協議会、中学校区特別支援教育連絡会、宮崎市特別支援教育連携協議会などに出席し、地域の教育及び福祉と家庭の連携を推進する。 ・宮崎県障がい者相談支援事業連絡協議会（MSR）が主催する会議や研修会等の運営に協力を行い、障がい児者の相談支援体制強化に努める。

<p>(11)</p>	<p>【宮崎市総合発達支援センター診療部及び通所部との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市、国富町及び綾町の地域支援体制強化を目的に、支援センターの診療部及び通所部と合同の勉強会や会議（地域づくりなど）を企画するなど、部門間の連携強化を図る。 ・増加する子どもの発達に関する相談に対応するため、幅広い知識と専門スキルを持った診療部、児童発達支援センターすぴかによる地域事業所の育成・指導のコーディネート業務等を行う。 ・発達障がい等の診断を受ける前の期間に障がい児やその家族の不安解消を図るため、診療部と連携し、早期相談事業を実施する。
<p>(12)</p>	<p>【医療的ケア児等の相談支援体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児やご家族が身近な地域で支えられるよう他の基幹相談支援センターとの連携を図りながら、福祉や教育、医療にまたがる相談支援体制の構築に努め、他事業所の相談支援専門員への助言や情報提供を目的とした交流会及び研修会を企画開催する。 ・医療的ケア児の支援をしている事業所と連携し、兄弟姉妹の交流会を企画開催する。 ・宮崎県医療的ケア児支援センターとの連携を強化し、医療機関から退院する際の早期相談支援体制の構築に努める。
<p>(13)</p>	<p>【運営方針の検討及び強化推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市第4期障がい者計画などに基づき、障がい児者相談支援に係る地域生活支援拠点等整備や医療的ケア児等支援を推進する。基幹相談支援センターとしての役割について自立支援協議会や民生委員、児童委員、自治会等の地域組織への周知および協力関係の構築を図る。
<p>(14)</p>	<p>【保育所等訪問支援の実施（児童発達支援センターすぴか）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の幼稚園、保育所、認定こども園等に通う発達に心配のある子どもが、集団生活の中で安全安心に過ごせるように環境設定の助言や対応のアドバイスを行い、保育や教育の成果を最大限に引き出せるよう訪問支援を行う。

児童館・児童センター

1. <<運営方針>>

- ①施設の設置目的を果たす運営
- ②安全・安心の確保
- ③公平・平等な運営
- ④快適な施設環境の提供
- ⑤利用者の声を反映した運営
- ⑥地域と協働による運営
- ⑦コスト削減を意識した運営

2. 重点目標

	項 目	目標年度					目標値 (活動指標 又は 成果指標)
		3	4	5	6	7	
(1)	利用者数の増加	145,000 人	124,400 人	124,800 人	125,200 人	125,600 人	利用者数増 (目標値は左 記のとおり)
(2)	小中高生の遊びの場を充 実させる ①開館時間を延長して の夜間活動事業や日 曜開館の実施	計 画 策定と 実 施	各エリ ア単位 で実施	→	各 館 実 施	→	目標は左記 のとおり
	②子ども塾の開講	計 画 策定と 実 施	→	各 館 年 1 回 以 上	→	→	目標は左記 のとおり
	③エリア連携事業（エ リア内複数館合同行 事）の実施	計 画 策定と 実 施	各エリ ア単位 実 施	→	→	→	目標は左記 のとおり
	④じどうかんクラブの 活動	計 画 策 定	計 画 策定と 実 施	各エリ ア単位 実 施	→	→	目標は左記 のとおり
	⑤中高生企画事業	計 画 策 定	計 画 策定と 実 施	各エリ ア単位 実 施	→	→	目標は左記 のとおり
	⑥児童館 SDG s (ESD を導入した取り 組み)	—	計 画 策定と 実 施 (各館年 1 回以上)	計 画 策定と 実 施 (各館年 2 回以上)	→	→	目標は左記 のとおり

(3)	子育て支援の充実を図る ①幼児クラブの活動	計 画 策 定 策 画 定	計 画 策 定と 実 施	各エリ ア単位 実 施	→	→	目標は左記 のとおり
	②父親育児参加事業の 取組み	計 画 策 定 策 画 定	計 画 策 定と 実 施	各 館 年 3 回 以 上	→	→	目標は左記 のとおり
	③親子ランチカフェタ イム	実 施	各 館 実 施	→	→	→	目標は左記 のとおり
	④新一年生児童館体験 事業	計 画 策 定と 実 施	各 館 年 1 回 以 上	→	→	→	目標は左記 のとおり
(4)	地域特性を考慮したサー ビス提供に取り組む ①まちづくり推進委員 会等と連携した事業 の実施	計 画 策 定と 実 施	計 画 策 定と 各エリ ア単位 実 施	各 館 実 施	→	→	目標は左記 のとおり
	②地域特性（自然環境、 伝統文化等）を活かし た事業の実施	計 画 策 定	各 館 年 1 回 以 上	→	→	→	目標は左記 のとおり
(5)	地域の高齢者の経験を活 かした世代間交流事業の 実施	4,180 人	4,300 人	4,500 人	4,700 人	4,900 人	参加者数増 (目標値は左 記のとおり)

3. 重点施策・事業（実施項目）

	重点施策内容
(1)	<p>【快適性・利便性の向上と、効果的な広報活動を展開する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等の充実を図り、職員のスキルアップを行う。 ・ホームページ及び SNS (Instagram) 等の広報媒体を活用し、積極的な情報発信に取り組む。 ・統括マネージャーを配置し、児童館等を巡回して助言、指導等を行い、職員の資質向上を図る。
(2)	<p>【児童健全育成拠点施設としての取組みの強化】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①通常出来ない行事、イベントの実施や中高校生の来館促進のため、開館時間の延長や開館日を決めて活動する日曜開館を行う。 ②地域の方で色々な技能を持った方や元教職員の方に講師を依頼し、主に夏休み期間中に、木工や美術、将棋等のこども塾を開講する。 ③エリア内複数児童館の連携によるエリア連携事業を実施する。 ④じどうかんクラブを設置し、数カ月または年間等の期間を決めて様々な活動を体験してもらう。卒業後も、ボランティアとしてクラブ活動の支援を促す。 ⑤中高生の来館促進のため、中高生の意見を取り入れた活動を積極的に行う。 ⑥遊びを交えた ESD を導入することにより、子どもたちが SDGs の本質を理解し、知識や考え方を身につけ、自ら考えて SDGs を意識した行動をとれるような事業を行う。

<p>(3)</p>	<p>【子育て支援拠点施設としての取組みの強化】</p> <p>①親子のふれあいや保護者同士の交流の場として、乳幼児親子の活動による幼児クラブを置き、館が主導となって数カ月または年間等の期間を決めて活動する。</p> <p>②父親の育児参加を目的に、父親が参加しやすい講座及び行事等を年 3 回以上実施する（子育て交流ひろばでの活動を含む）。父親の来館が定着した後は、児童館を支援するボランティア等への活動を呼びかける。</p> <p>③子育て交流ひろば未開設時において、子育て親子の交流の場として、親子ランチカフェタイムを設ける。</p> <p>④近隣の保育所、幼稚園と連携して、年長児童を対象とした新一年生児童館体験事業に取り組む。</p>
<p>(4)</p>	<p>【地域特性を考慮したサービス提供の取組みの強化】</p> <p>①地域のまちづくり推進委員会や自治会等と連携した事業を積極的に行う。</p> <p>②地域が有する自然環境、人的資源、歴史・伝統文化等の地域特性を活かした事業を実施する。</p>
<p>(5)</p>	<p>【地域の高齢者の経験を活かした世代間交流事業の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の知恵や経験を活かした講座・行事を拡充し、高齢者の参加を促進する。 ・地域の伝統文化や郷土の知識に触れる事業を行う。 ・高齢者と児童がふれあう機会の創出（例：世代間グループミーティング、敬老の日プレゼント等）。
<p>(6)</p>	<p>【児童館・児童センターあり方検討会議報告書にもとづく事業展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「理想の児童館像」を目指し、検討チームで作成した報告書を指針として更なる利用者サービスの向上に取り組む。 ・「統括マネージャー」を 1 名配置し、各館を巡回指導することで、適切で安定したサポート体制を構築する。

巡回児童館、ハローキッズルーム、児童クラブ

1. <<運営方針>>

児童に適切な遊びや生活の場を与え、発達段階に応じた主体的な遊びと支援を行う。

また、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図り、児童の健全育成を図るとともに、放課後における安全な居場所を確保する。

2. 重点目標

	項目	目標年度					目標値 (活動指標又は成果指標)	
		3	4	5	6	7		
(1)	発達段階に応じた主体的な遊びの提供 (スポーツ、文化活動、体験活動の企画と実施)	実施	—————→				月1回以上の実施 (目標は左記のとおり)	
(2)	児童の社会性、創造性を育む活動の充実 ①集団活動による仲間づくりのプログラム	実施	—————→				月1回以上の実施 (目標は左記のとおり)	
	②児童の創造性を育む遊び、工作の充実	計画策定と実施	新企画1件	—————→				新しい遊び・工作の新企画 (目標は左記のとおり)
	③SDGsを意識した取り組みの実施	—	計画策定と実施	—————→				積極的に実施 R5年度以降は月1回以上の実施
(3)	安全安心な環境づくり ①安全管理の徹底	実施	—————→				安全点検の実施(1日1回以上) (目標は左記のとおり)	
	②衛生管理の徹底	実施	—————→				清掃・消毒の徹底(1日1回以上) (目標は左記のとおり)	
(4)	学校との連携強化 ・学校との定期的な情報交換や情報共有を図る	学校訪問	—————→				学校訪問(月1回以上) (目標は左記のとおり)	

3. 重点施策・事業（実施項目）

	重点施策内容
(1)	<p>【児童の発達過程を踏まえた育成支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学齢期にあわせ、一人ひとりの児童の発達過程を踏まえた遊びの提供に努める。 ・スポーツを通じた集団遊び、文化活動（かるた、将棋）を通じた一対一の遊びなど、多様な遊びを提供する。
(2)	<p>【児童の社会性、創造性を育む活動の充実】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①スポーツやレクリエーション等を取り入れ、集団活動による仲間づくりを行う。 ②新しい工作の考案や伝承遊びを取り入れ、児童の創造性を育む活動を行う。 ③これから生きる子ども達にとって必要不可欠となる SDG s を意識した取り組みを行う。施設で出来ることを子ども達と一緒に考え、積極的に取り組む。
(3)	<p>【安全安心な環境づくり】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①・施設内の危険箇所や遊具等の日常点検を行う。来所・帰宅時の安全対策については、「来所・帰宅時の安全確保マニュアル」に基づいた対応を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの安全計画を策定（令和6年4月から義務化）し、職員研修等を計画的に実施することにより施設の安全機能を強化する。 ②手洗い、うがい等呼びかけ、施設内や遊具等の清掃や消毒に努めるなど、感染症予防対策の徹底を図る。
(4)	<p>【学校との連携強化を図る】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に対し、児童クラブに関する広報誌、行事予定表及び登録児童台帳など情報提供を定期的に行い、クラブに在籍する子どもの情報共有に努める。 ・学校の下校時刻や行事予定をあらかじめ把握するため、学校との連絡調整を強化する。

老人福祉センター・老人いこいの家

1. <<運営方針>>

- ①施設の設置目的を果たす運営
- ②安全・安心の確保
- ③公平・平等な運営
- ④快適な施設環境の提供
- ⑤利用者の声を反映した運営
- ⑥コスト削減を意識した運営
- ⑦地域と協働による運営

2. 重点目標

	項目	目標年度					目標値 (活動指標 又は 成果指標)
		3	4	5	6	7	
(1)	施設の利用促進	98,800 人	94,100 人	97,300 人	100,700 人	104,200 人	利用者数増 増加率3.5% (目標値は左 記のとおり)
(2)	健康づくり機能の強化 ①介護予防講座 ②認知症予防講座 ③フレイル(虚弱)予防講座	180人	前年 増加率 2.5%	→			参加者数 増 加 率 2.5% (目標値は左 記のとおり)
(3)	生きがいづくり支援の強化	180人	前年 増加率 2.5%	→			参加者数 増 加 率 2.5% (目標は左 記のとおり)
	①教養講座の開催						
	②講座修了生のクラブ結成	計 画 策 定 と 実 施	講 座 実 施	新クラ ブ1件	→		新クラブ 結成 (目標は左 記のとおり)
	③ボランティア活動の実施 ※セミナー削除	計 画 策 定 と 実 施	年1回 以 上 実 施	→			目 標 は 左 記 の と お り
(4)	地域との協働 ①自治会等と連携した事業実 施 ②館外活動(出張老人福祉セ ンター等の実施)	計 画 策 定 と 実 施	年1回 以 上 実 施	→			目 標 は 左 記 の と お り
(5)	就労機能の強化 セミナー開催	計 画 策 定 と 実 施	年1回 実 施	→			目 標 は 左 記 の と お り
(6)	相談業務の充実	840 人	750 人	790 人	830 人	870 人	相談者数 増 加 率5% (目標値は左 記のとおり)

3. 重点施策・事業（実施項目）

	重点施策内容
(1)	<p>快適性・利便性の向上と、効果的な広報活動を展開する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の接遇・マナーの向上と清潔な施設提供に取り組む ・利用者に分かりやすい施設案内表示やパンフレット提供に取り組む ・ホームページを開設するとともに、マスコミ等への情報提供を積極的に行う ・近隣自治会や老人クラブ等との連携を強化する
(2)	<p>健康づくり機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員による健康体操の充実または、市地域包括ケア推進課による健幸体操を活用する ・介護予防講座（運動機能）、高齢者健康講座（食、歯、日常生活）、認知症予防講座を行う ・健康寿命の延伸を目的にフレイル（虚弱）予防に関する講座を行う（ロコモ検診、口腔、栄養など）
(3)	<p>生きがいづくり支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがい支援と高齢者の引きこもり防止のために、魅力ある教養講座を展開する ・講座修了生のクラブ結成を促進する ・作品の展示コーナーの設置と拡大 ・ボランティア活動を通して、アクティブシニアを創出する
(4)	<p>地域との協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所、自治会、まちづくり推進委員会等との交流事業を実施する ・地域包括支援センターや民生委員と連携を強化する ・出張老人福祉センター等による館外活動を行う
(5)	<p>就労機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が活躍できる社会環境整備の一環として、シルバー人材センターやハローワーク等と連携したセミナーを開催する
(6)	<p>相談業務の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談や施設職員による日常的な相談を充実させる ・看護師による健康講座を全施設年1回実施する
(7)	<p>老人福祉センター等あり方検討会報告書にもとづく事業展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目指すべき「施設の将来像」の実現に取り組む ・報告書でまとめた今後の活動計画に沿って事業を展開する